

## 道路占用許可の更新 と 占用料改定のお知らせ

あなたが道路占用許可を受けている占有物件は、令和5年3月31日に占有期間が満了します。引き続き占有される場合は、同封の**道路占有許可申請書**により、早急に更新手続きを行ってください。

**通行している方への危険が生じないように定期的に占有物件を点検し、適切な維持管理をお願いします。**



- ✓ 近年、占有物件に関する事故が多数報告されており、そのなかには通行していた方がケガをした事例もあります。  
\*そのような場合には、占有物件について許可を受けている団体等に責任が生じる場合があります。

### 【手続きの方法】

- **引き続き占有を継続される場合は、申請書右上の「(1)更新します。」にチェック(押印不要)をし、申請日を記入し、ご返送ください。**  
(申請者が株式会社・組合等の場合は、氏名欄に代表者名を記入してください。代表者名は記入してある場合もあります。)
- 占有物件が突出看板の場合、看板1個について申請書が1通必要ですので、それぞれ更新手続きを行ってください。
- **申請書の記載事項に変更があった場合は、変更箇所を二重線で抹消し、変更後の内容を記入してください。**
- **占有物件を既に撤去された場合は、「(2)撤去しました。」に進み、申請書下部の「変更届(撤去)」に住所、氏名、**撤去年月日**、提出日を記入(押印不要)してください。**  
(変更届(撤去)と申請書は切り離さず、そのまま返送してください。)
- 令和5年度更新許可書の発送は令和5年6月中旬を予定しています。

### 返 送 先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市長政土木局路政部 道路管理課占有係  
TEL (052) 972-2849

### 【問い合わせ先】

千種土木事務所	☎ (052) 781-5211	熱田土木事務所	☎ (052) 881-7017
東土木事務所	935-8846	中川土木事務所	361-7581
北土木事務所	911-8165	港土木事務所	661-1581
西土木事務所	522-8381	南土木事務所	612-3211
中村土木事務所	481-7191	守山土木事務所	793-8531
中土木事務所	261-6641	緑土木事務所	625-4940
昭和土木事務所	751-5128	名東土木事務所	703-1300
瑞穂土木事務所	831-6161	天白土木事務所	803-6644

この用紙は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

## 道路占用料改定について

名古屋市では、「道路の占用料等に関する条例」を改正し、令和5年4月1日から道路占用料を改定いたします。

\* 主な占用物件の道路占用料は以下のように変更されています。

主な占用物件	単位	変更前の占用料 (円)		変更後の占用料 (円)
突出看板	1 m <sup>2</sup> あたり 1年間	1等地	⇒	7,100
		2等地		5,000
日よけ・雨よけ		1等地	⇒	2,600
		2等地		1,800
上空通路		⇒	5,000	
地下通路		⇒	3,000	

\* 1等地とは東区の一部及び中区の栄地区周辺と中村区名古屋駅周辺です。  
2等地とはその他の地域です。

\* 道路占用料改定に関する情報は、名古屋市のホームページにも掲載しています。

○名古屋市のホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/>) のサイト内検索から  
「道路占用」で検索 → 「道路占用の許可 (暮らしの情報)」に掲載